

被処分者の氏名又は法人名称	福島 由久
登録番号又は法人番号	83301188
所属する単位会	兵庫県行政書士会
事務所所在地	兵庫県西宮市六湛寺町2番1号セントラルガーデンタワービル店舗・商業棟201号
処分年月日	平成30年7月23日
処分内容（種類）	5月間の業務の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、法律事務に関する代理行為を行う権限が無いにもかかわらず、請求者の代理人として報酬を得る目的で、交通事故及び労災事故において、加害者側及び保険会社と交渉をし、着手金あるいは報酬の名目で計323万5160円の不当な利益を得た。</p> <p>また、確定判決により返還義務があるとされた上記行為に係る着手金あるいは報酬を返還していない。</p> <p>さらには、兵庫県及び兵庫県行政書士会からの連絡に応じず、また、届出事務所所在地にて行政書士業務を行なっている事実がなく、変更登録も行なっていない。</p>
上記処分の根拠となる法令	<p>弁護士法第72条</p> <p>行政書士法第1条の2第2項及び第1条の3ただし書、同法第6条の4、同法第10条、同法第14条</p>